

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 每年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成三十一年二月十五日額面金額百円につき百円日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成三十一年二月十五日
年二月十五日以後において行う。
こととし、その後にぞれぞれの算式次第
年の区分に応じ、その買取金額は、平成三十
により算出した金額とする。
平成三十年二月十五日前までから

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額 + 経過利子に相当する金額

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 平すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の四第二十一条の四第一項に規定す
 成るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第二十一条の四第一項に規定す
 。算、きので者に生に昭ののに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号の四第二十一条の四第一項に規定す
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含みそたのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ、當、る二域若つ條法、居きに特二十五年法律第七十三号の四第二十一条の四第一項に規定す
 より区の換て平該當救十にしての律、居住にはを別十規定する特二十五年法律第七十三号の四第二十一条の四第一項に規定す
 分と金も成個該助二おくは十第地住すはを別十規定する特二十五年法律第七十三号の四第二十一条の四第一項に規定す
 算にしを、三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 出応、請當十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受する事項に規定す
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者のかれ第災区市項号法町相。扶四改受する事項に規定す
 た、のす個二国かる百害と又の（一）村続（一）扶四改受する事項に規定す
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）扶四改受する事項に規定す

払元利金所支

(二) 平成三十一年一月十五日前か
で面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
相当する金額)

平成十九年八月十五日前
の場合の額
金額 - 経過利子に相当する
金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する
金額